

令和4年1月28日

世界自閉症啓発デー2022・日本実行委員会委員長  
市川 宏伸

世界自閉症啓発デー2022・日本実行委員会において作成された  
「世界自閉症啓発デー」のポスター、フライヤー、リーフレットの利用について

## 1 目的

自閉症をはじめとする発達障害について知っていただくこと、理解していただくことは、発達障害のある人だけでなく、誰もが幸せに暮らすことができる社会の実現につながります。このため、世界自閉症啓発デー2022・日本実行委員会において、「世界自閉症啓発デー」のポスター、フライヤー及びリーフレット（以下「ポスター等」という。）を作成し、自閉症をはじめとする発達障害の方やその家族に対する社会全体の理解が進むよう啓発活動を行います。

## 2 ポスター、フライヤー、リーフレットのデザイン 別添参照

## 3 使用目的

ポスター等は、1の目的に基づいた使用をお願いします。

## 4 ポスター、リーフレットの白抜きデータの提供と使用上の留意事項 白抜きデータは次の2種類です。

- ① 主催・共催団体が記載されているもの  
リーフレット
- ② 主催・共催団体が記載されていないもの  
ポスター、リーフレット

### <留意事項>

- (1) 当データを利用できるのは、世界自閉症啓発デー日本実行委員会の主催・共催団体およびこれらの団体の活動趣旨に賛同した団体とする。
- (2) 白抜き部分は、各団体の責任において、1の目的に資する限り、自由に活用することができることとする。なお、主催団体を記載すること。
- (3) ①のデータを利用することを原則とする。
- (4) ②のデータを利用する場合は、次の文言を白抜き部分に明記する。  
「当団体は世界自閉症啓発デー日本実行委員会の活動を応援しています」
- (5) 白抜きとなっていない部分については加工できないものとする。
- (6) 次の事項に該当するポスター等の使用はできないこととする。
  - ア 特定の政治、思想、宗教の目的で利用されるおそれがある場合
  - イ 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
  - ウ 独占的又は営利目的で使用する場合
  - エ 特定の会社、商品等の宣伝が顕著である場合
  - オ その他、発達障害の啓発活動に支障があるおそれがある場合

以上